

平成31年度

第1回鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会 会議概要

○日時：平成31年4月2日（火）18時30分～20時30分

○場所：鈴鹿市役所本館12階1201会議室

○出席委員：5人（全員出席）

○内容：下記の通り

1 委嘱書の交付

下記の5名（50音順）に鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員を委嘱し、委嘱書を交付した。

- ・ 元鈴鹿市教育委員会委員 伊藤 久仁子 氏
 - ・ 元市職員 兼丸 まり子 氏
 - ・ 税理士 須川 尚郎 氏
 - ・ 鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部 医療福祉学科 准教授 菅原 秀次 氏
 - ・ 株式会社三十三総研 調査部長 別府 孝文 氏
- ・ 委嘱期間は平成31年4月2日から令和3年3月31日。

2 選定委員会に関する説明

（1）選定委員会について

事務局から選定委員会について、以下の説明を行った。

- ・ 選定委員会の設置根拠
- ・ 選定委員会の所掌
- ・ 選定委員会の主な審議事項

（2）会長及び職務代理者の選出

会長の選出及び職務代理者の指名が行われ、次のとおりとなった。

- ・ 会長：菅原委員
- ・ 職務代理者：別府委員

（3）諮問

副市長（市長代理）から選定委員会に対し、鈴鹿市第1療育センター・鈴鹿市第2療育センター・ベルホームの公の施設の指定管理者の候補者選定に関することについて諮問を行った。

（4）委員会の運営等について

事務局から会議等の運営について、以下の説明及び提案を行い、事務局の提案が了承された。

- ・ 「公の施設の指定管理者制度運用指針」及び「鈴鹿市情報公開条例第7条の(3)」

に基づき、会議は原則非公開とする。

- ・ 非公開理由は、会議を公開することで、率直な意見交換が損なわれたり、審議及び調査が阻害されたりして、会議の目的が達成されないおそれがあることや、応募者の信用及び技術等に関する情報が公開されることで、利益を害するおそれがあること。
- ・ 選定委員会は非公開だが、会議録は作成。会議録は、過去の選定委員会同様、議事内容を要約筆記し、委員の個人名は記載しない。
- ・ 審議内容について透明性を確保するために、作成した会議録は市ホームページで公開。
- ・ 会議録から、情報公開条例による不開示情報、応募者のノウハウにかかるようなものについては除外。
- ・ 会議録は公開前に委員の内容確認を経ることとする。
- ・ 委員名簿は市ホームページで公開。

また、本年度より鈴鹿市公の施設に係る指定管理者選定規則の第5条の規定を強化する形に変更し、併せて審査団体との利害関係について口頭での申告制から書面提出制に変更した。これにより、各委員から審査団体との利害関係について申出書が提出され、会長及び事務局で5名の全委員について利害関係がないことを確認した。

(5) 指定管理者選定スケジュールについて

事務局から選定作業スケジュールについて、以下の説明を行った。

- ・ 本年度の選定委員会は2回の委員会の開催を予定。
- ・ 第1回委員会では、市が非公募と判断した妥当性について審議。
- ・ 選定方法として非公募が妥当と判断された場合、第2回委員会では、指定管理候補者として適切かどうかの審議及び答申書の作成について審議。
- ・ 選定方法として非公募が妥当でないとは判断された場合は、当該施設を所管する障がい福祉課にて公募について検討し、第2回委員会で検討結果及び第3回以降の委員会の開催スケジュールを提示。

2 審議内容

(1) 指定管理者候補者選定施設と公募・非公募の考え方について

(2) その理由について

鈴鹿市第1療育センター・鈴鹿市第2療育センター・ベルホームについて、当該施設を所管する障がい福祉課から施設の概要調書等の資料を基に非公募とする考え方とその理由を示し、指定管理者制度運用指針Ⅲ-2(1)④「その他、公募しない適切な理由がある場合」に該当すると判断されることから、その妥当性が5名の全委員に認められた。

主な審議内容は以下のとおり。

《質疑応答及び審議》

【委員】

- ・療育センターを見学した際、施設は非常に狭いが、その中で専門の職員の方々が工夫をして、なんとかたくさん子どもを受け入れようとしていることが分かった。
- ・施設が狭いという現状がある一方、今後は5歳児の集団適応健診（以下「5歳児健診」という。）で支援の対象となる子どもが増えることが予想される。市や療育センターの方針としては広く受け入れていくつもりなのか。

【障がい福祉課】

- ・5歳児健診で支援が必要とされた子は、市内いずれかの児童発達支援事業所で受け入れて早期発見・早期治療につなげたいと考えており、療育センターでも広く受け入れていく。
- ・また、平成31年度の5歳児健診の本格実施に対応できるように第2療育センターを設置し、本年の10月開所を予定としている。

【委員】

- ・民間の放課後等デイサービス（以下「放課後デイ」という。）がかなり増えてきているように思う。放課後デイについては、民間のサービスにバラツキがあるようだ。市内唯一の「児童発達支援センター」としての位置付けがあることから、もっと社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が民間事業所への指導や研修を早急に実施すべきではないか。

【障がい福祉課】

- ・民間事業所数は平成31年3月1日時点で、未就学児を対象とする児童発達支援事業が11か所、就学児を対象とする放課後デイが24か所ある。
- ・両事業とも協議会において民間事業所の指導や研修には現在も取り組んでおり、ニーズもある。今後も継続的に取り組んでいきたい。

【委員】

- ・民間事業所がしっかり専門知識を持って子どもを預かっているかが一番大きな問題。
- ・リーダー的に民間事業所を引っ張っていけるのは協議会・療育センターなので、民間事業所との連絡を今以上に密にして、療育について専門的な指導をするといった役割を担ってもらいたい。
- ・非公募として賛成するが、協議会には民間事業所への指導を充実するための組織改編や役割の明確化という条件もあえてつけさせていただければと思う。

【委員】

- ・協議会には指導的な役割やリーダーシップの発揮が相当期待されていることが分かった。
- ・原則である公募の手法でどんな人でも手を上げてくださいというよりも、確実にリーダーの役割をお願いするという意味で非公募での選定が望ましいという意見だと思う。
- ・そういう意味では実施のハードルが上がるとも言えるが、非公募とすべき理由はこ

の点なのではないか。

【障がい福祉課】

- ・第2療育センターも県から「児童発達支援センター」機能の指定を得る予定なので、民間事業者に向けた研修等さらなる機能強化が図られると考えている。
- ・2つの療育センターで民間事業所への指導をしっかりと行ってもらうようにしていきたい。

【委員】

- ・療育センターはこの事業にこれまで長く取り組んできており、リーダーシップをとって民間事業所の指導をすべきであることから、非公募には賛成である。
- ・現在、療育センターでは、親子で通所する際の兄弟姉妹の託児について、保健センターの部屋を借りて行っているが、第2療育センターには兄弟姉妹の託児ができるだけの場所の余裕はあるのか。

【障がい福祉課】

- ・指導訓練室3室の他、相談室などの部屋を活用してやっていきたいと考えている。

【委員】

- ・協議会の資産状況は、もうけがあるわけでもなく、いい意味で安定した収支だと思う。
- ・指定管理料のほとんどは人件費であるように思うが、ベルホームの指定管理料が平成27年度～29年度の3年間で変動している理由は。

【障がい福祉課】

- ・平成27年度から平成28年度に上がっているのは人件費のベースアップである。
- ・平成28年度から平成29年度は職員が1名減っており、人件費の減である。

【委員】

- ・決算での人件費は増えているが。

【障がい福祉課】

- ・嘱託職員、臨時職員など雇用形態の関係もあるが、協議会内で人事異動もあるので、給与の高い職員の配置が療育センターやベルホームにあると、職員数が同じでも人件費が多くなることはある。

【委員】

- ・協議会に非公募でお願いしないと、これらの施設の事業そのものが成立し得ないのではないか。
- ・協議会は地元の方からの信頼も厚く、協議会がやるということで地域からの理解を得られる部分もあると考えられる。

【委員】

- ・今回の非公募とする理由は、公の施設の指定管理者制度運用指針のⅢ-2(1)に定めるところで、「③地域の人材を活用することで、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる場合」「④その他、公募しない適切な理由がある場合」のどちらかに該当すると考えているのか。

【障がい福祉課】

・「④その他、公募しない適切な理由がある場合」だと考えている。

【委員】

・なるほど、④に該当とわかった。

・第1療育センターと第2療育センターは2つの施設としてとらえるのではなく、一体的に運営をしていくという考え方でよいのか。

・人員面でも協議会で2つの療育センターの人員を配置するというのか。第2療育センターを設置するに当たり必要な人員を提供する体制は整っているのか。

【障がい福祉課】

・2つの療育センターは一体的に運営していく。

・必要な人員は、指定管理者に選定されれば協議会が募集して増員する。

【委員】

・こういう公共の福祉サービスなので、安定性や継続性といった点はサービスを受ける側からしても重要であるので、非公募とする理由に相当すると考える。

【委員】

・指定管理者が仮に途中で「やれませんか」となったら困る。

【委員】

・他にこの施設を受けられる団体があるのだろうか。

【委員】

・他団体では、安定した十分なサービスの提供が難しいと予測する。

【委員】

・収支実績の当期資金収支が黒字になっているが、この黒字分はどうなるのか。

【障がい福祉課】

・指定管理制度は、市が設定した指定管理料での施設の管理運営を託すものなので、通常は、赤字になっても補填はなく、黒字になった分は指定管理者の収入となるが、療育センターの現在の指定期間の黒字は、平成28年度に児童発達支援センターになったことによるサービス報酬単価の上昇に伴った事業収入の増加によるものであり、療育センターとしては、現在の指定期間の最終年度である平成31年度の決算で市への返還を予定している。

【委員】

・療育センターとして幼保小連携といった事業はあるのか。

【障がい福祉課】

・児童発達支援センターの事業のひとつとして保育所等訪問支援があり、保育所だけでなく学校にも出かけて、先生への指導と保護者へのフィードバックをしている。訪問に行くと、他の子どものことでも相談されることが多く、教員が指導に困っている状況は実感している。

・5歳児健診後のフォローをきっちりやることで、幼保から小学校への移行にも成果が表れるようにしていきたい。子ども政策部、教育委員会とも連携していきたい。

【委員】

・地道な活動でも、これが続けることが学校教育、ひいては社会参加へ大きな影響が出てくると思う。

・驚くほど成長する子もいるので、「療育」を柱にしてほしい。

【会長】

・これまでの議論から、委員会として非公募が妥当であるという判断でよいか。

(委員全員の賛同)

・公の施設の指定管理者制度運用指針のⅢ－２（１）「④その他、公募しない適切な理由がある場合」として、全員一致で非公募が妥当とされたわけだが、答申に当たって、公募しないもう少し具体的な理由について委員会がどう判断したかを説明する必要があると思われるが、事務局としてはどうか。

【事務局】

・具体的な理由が記述できるほうがよい。

・各委員の発言から、「安定性・継続性が利用者にとって重要」「専門知識が必要」「民間事業所への指導研修の役割が求められる」「他の団体では難しい」ということが理由として挙げられるのではないかと思う。

・また、他市で、公募しない理由として「福祉サービスの利用者の利益の保護が優先される」「極めて専門的な知識・技能が必要な施設で、当該団体のみが業務遂行可能」としている事例があり、答申書への参考になるのではないか。

【会長】

・今の事務局の説明は、委員の意見としても出ており、例えば児童福祉法にある「児童の最善の利益の優先」と同じように、抽象的ではあるが端的に表現しており、答申に適していると思う。

・答申書への記載にかかる表現は私と事務局で検討し、次回の委員会で案を示すこととしたい。

(委員全員の賛同)

4 その他

・次回は4月16日（火）に開催

以上